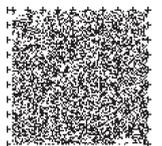
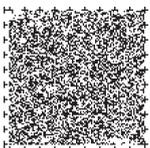


第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 計画策定における体制



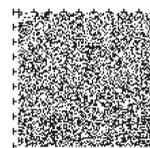


1. 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会」とは全ての人の人権を尊重し、性別に関係なく対等な立場で責任を分かち合い、社会のあらゆる分野にともに参画し、個人の能力や個性を十分に発揮することができる社会のことです。

わが国における男女共同参画社会は、1999（平成11）年に制定された「男女共同参画社会基本法」に則り、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現することを目標とし、わが国の重要課題として社会のあらゆる場に男女共同参画の意識を根付かせるよう取り組んできました。しかし、少子高齢化により人口減少が急速に進む中で、女性の活躍支援やワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の視点に立った防災対策、男女間の暴力に関する問題の多様化への取組など、男女共同参画に関する新たな課題の解決が求められており、「男女共同参画社会」の実現は少子高齢化が進み、人口減少社会に突入しているわが国において「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とされています。今後、わが国の経済が発展していくためには「男女共同参画社会」の実現は必須であり、さらに社会の多様性と活力を高め、国・自治体・企業が一丸となって女性の活躍推進に取り組んでいく必要があります。

このような状況をふまえて、男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するための総合的な行動計画として「第2次紀の川市男女共同参画推進プラン」（以下「第2次計画」という。）を策定し、この計画を行動指針に、市民、事業者、関係団体・機関、行政などが連携・協働のもと各種施策を推進するものとします。

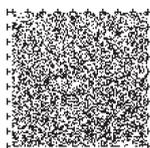
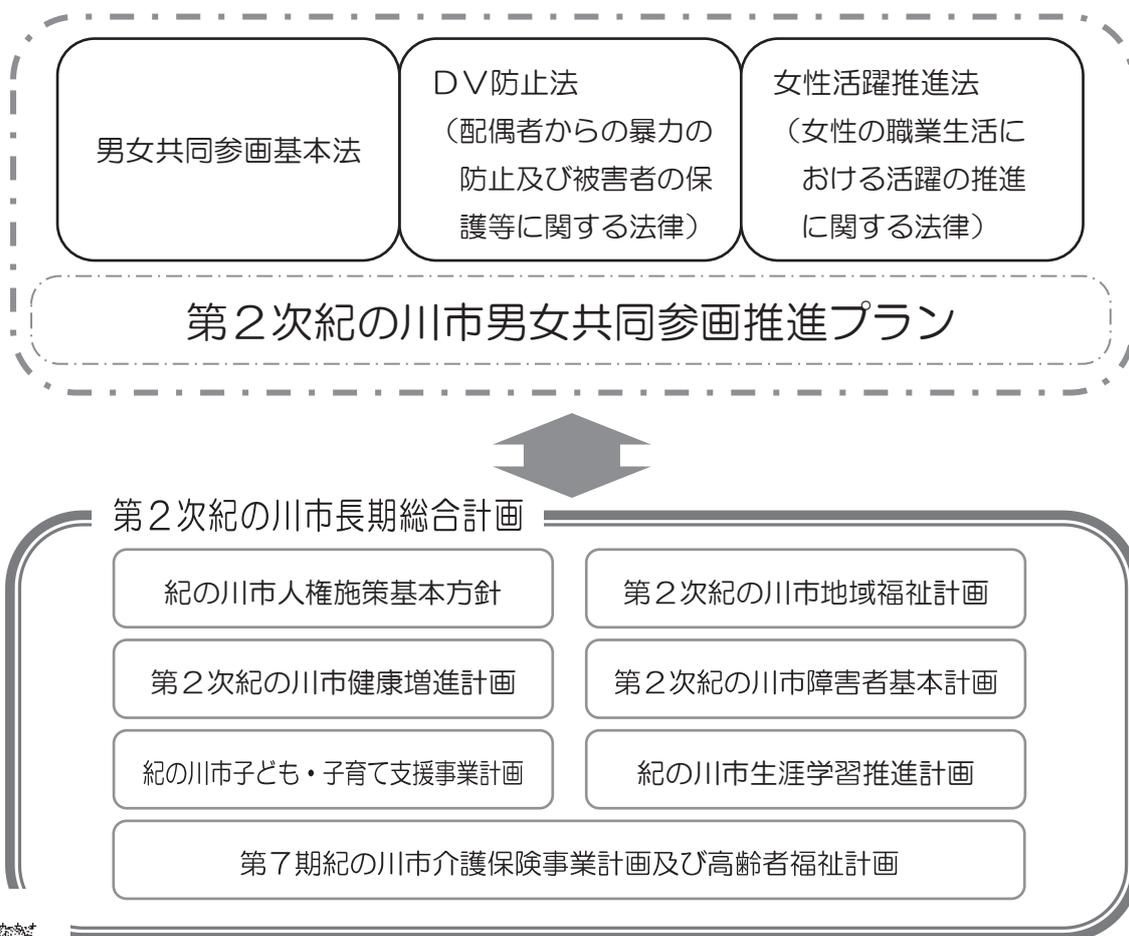


2. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。国が策定した「男女共同参画基本計画」や、県の「和歌山県男女共同参画基本計画」を勘案し、「紀の川市長期総合計画」との整合性を図りながら、男女共同参画社会の推進に関する施策を促進するための指針として策定します。

また、本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づき、紀の川市における配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画と地域における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を含めた計画とします。

計画策定にあたっては、市民のニーズや市の実情に即した適切な内容となるように、紀の川市男女共同参画推進プラン策定懇話会に検討・提言を求めたほか、パブリックコメントにより市民のみならずみなさまからのご意見をいただくとともに、「紀の川市男女共同参画に関する市民意識調査」（2017（平成29）年度実施）、「紀の川市男女共同参画推進プラン策定のための市民ワークショップ」（2017（平成29）年度実施）の結果を踏まえて策定しています。



3. 計画の期間

この計画は2027年を目標年度とし、2018（平成30）年からの10年間を計画の期間とします。また、本計画は5年間をめぐりに見直しを行う予定のため、本計画書における目標値は2022年を目標年度として設定しています。

2018年 (30年度)	2019年 (31年度)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
第2次紀の川市長期総合計画 (2018年～2026年)									第3次 紀の川市 長期総合計画 (2027年～)
第2次紀の川市男女共同参画推進プラン (2018年～2027年)									

4. 計画策定における体制

第2次紀の川市男女共同参画推進プラン策定体制

